

メディア関係者各位

著名人の事案に限らず、自殺に関する報道は、その報じ方によっては
「自殺念慮を抱えている人の自殺を誘発する可能性」があります。
『WHO 自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道をお願いいたします。

留置場や刑務所、入管施設等での自殺事案についての報道が相次いでいます。こうした事案を報じることの意義について異議を唱えるものではありませんが、自殺の手段を詳細に報じるとは自殺念慮を抱えている人に大きな影響を与えかねません（自殺行動に至るリスクを高めかねません）。いかなる自殺関連報道においても、『WHO 自殺報道ガイドライン』を踏まえ、支援策や相談先等に関する情報提供、自殺の手段を必要以上に詳述しない、などのご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症などの影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなることが懸念されます。メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、[WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017 年版』](#)（いわゆる『WHO 自殺報道ガイドライン』）を踏まえた報道を社内で徹底していただくよう（自殺報道にあまり馴染みがないかもしれない司法担当の方々も含めて）、よろしくお願いいたします。

《自殺関連報道として「やるべきこと」》

有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること／**支援策や相談先について、正しい情報を提供すること**／日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること／自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

《自殺関連報道として「やるべきでないこと」》

報道を過度に繰り返さないこと／**自殺に用いた手段について明確に表現しないこと**／自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと／センセーショナルな見出しを使わないこと／写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

『WHO 自殺報道ガイドライン』(<https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf>)より

電話や SNS による相談窓口の情報

- ・ [#いのち SOS（電話相談）](https://www.lifelink.or.jp/inochisos/) <https://www.lifelink.or.jp/inochisos/>
- ・ [チャイルドライン（電話相談）](https://childline.or.jp/index.html) <https://childline.or.jp/index.html>
- ・ [生きづらびっと（SNS 相談）](https://yorisoi-chat.jp/) <https://yorisoi-chat.jp/>
- ・ [あなたのいばしょ（SNS 相談）](https://talkme.jp/) <https://talkme.jp/>
- ・ [こころのほっとチャット（SNS 相談）](https://www.npo-tms.or.jp/service/sns.html) <https://www.npo-tms.or.jp/service/sns.html>
- ・ [10代20代女性の LINE 相談（SNS 相談）](https://page.line.me/ahl0608p?openQrModal=true) <https://page.line.me/ahl0608p?openQrModal=true>

相談窓口の一覧ページ

- ・ [厚生労働省 まもろうよこころ](https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/) <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>
- ・ [いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）](https://jscp.or.jp/soudan/) <https://jscp.or.jp/soudan/>

孤独・孤立対策の支援制度や相談窓口の検索サイト

- ・ [あなたはひとりじゃない 内閣官房 相談窓口等の案内](https://notalone-cas.go.jp/) <https://notalone-cas.go.jp/>
- ✓ [支援制度・相談窓口の検索](https://notalone-cas.go.jp/search/) <https://notalone-cas.go.jp/search/>
- ✓ [18歳以下の方向けの検索ページ](https://notalone-cas.go.jp/under18_chatbot/) https://notalone-cas.go.jp/under18_chatbot/